

## 審議会等の公開に関する指針

平成18年3月31日制定

平成18年4月1日施行

## 1 趣旨

県の設置する審議会等が県の政策形成に果たす役割に鑑み、審議会等の設置及びその会議開催の目的の達成に支障がないよう配慮しつつ、審議会等に関する情報を公開することの意義に照らし、審議会等の公開に関する指針を定めるものとする。

## 2 定義

この指針において、審議会等とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関及び要綱、要領又は個別の決裁等により学識経験者や関係者の意見を県政に反映させることを目的として設置されている協議会、懇話会等（県民、学識経験者等が構成員の全部又は一部となっているものに限る。）をいう。

## 3 審議会等の会議の公開

審議会等の会議の公開については、次の各号に示すところに沿って、審議会等が決定するものとする。

(1) 審議会等の会議は、次に掲げる場合を除き、公開するものとする。

イ 情報公開条例第6条第1項各号に規定する不開示情報のいずれかに該当する情報に関し審議会等を行う場合

ロ 会議を公開することにより、率直な意見の交換が不当に阻害され、意思決定の中立性が不当に損なわれ、県民その他のものに不当に混乱を生じさせ、又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合

(2) 審議会等の会議の公開の方法は、原則として次に掲げるところによるものとする。

イ 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

ロ 審議会等は、会議の傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。

ハ 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に運営されるよう、会議の傍聴に係る順守事項等を定め、当該会議の会場の秩序維持に努めるものとする。

(3) 会議の全部又は一部を非公開とする場合は、ホームページへの掲載等により、非公開の理由を具体的に明らかにするものとする。

## 4 審議会等の情報の公開

審議会等の情報の公開については、次の各号に掲げる情報の区分に応じ、それぞれ当該各号に示すところによる。

(1) 審議会等の開催予定

審議会等の日時、場所及び議題等の開催予定を、県ホームページ上で事前に公開するものとする。

(2) 審議会等の記録等

イ 公開で行われた審議会等の記録等

公開で行われる審議会等については、審議会等の記録を作成し、県ホームページ上で公開するものとする。この場合、審議会等の記録の形態は、会議録のほか、会議録要旨によることもできるものとするが、会議録要旨による場合であっても、当該審議会等における具体的な発言内容等がわかるよう、できる限り詳細な記録に努めるものとする。

また、その議案及び会議資料については、必要に応じて県ホームページ、情報公開窓口（行政情報センター及び総合支庁窓口をいう。以下同じ。）又は当該審議会等を所管する各所属において適宜公開するものとする。

ロ 非公開で行われた審議会等の記録等

非公開で行われた審議会等については、議事の性質・内容に応じ、会議録、会議録要旨又は会議の概要をまとめた会議概要等を作成し、できる限り県ホームページ上で公開

するよう努めるものとする。

また、その議案及び会議資料については、議事の性質・内容に応じ、できる限り公開で行われた審議会等に準じた公開に努めるものとする。

ハ 審議会等の記録等の公開に当たっての留意事項

会議の記録等の公開に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の諸規定を順守するとともに、山形県情報公開条例（平成9年12月県条例第58号。以下「情報公開条例」という。）第6条第1項各号に規定する不開示情報に該当する情報の取扱いに充分留意するものとする。

5 留意事項

- (1) 審議会等は、報道機関の取材活動について配慮するものとする。
- (2) 情報公開条例及び個人情報保護法の規定に基づく、審議会等に関する公文書及び保有個人情報の開示請求に対しては、この指針による審議会等の公開の状況にかかわらず、それぞれの法令及び条例の規定に基づき、請求の対象となる公文書及び保有個人情報の特定並びに開示・不開示の決定がなされるものであることに留意すること。

附 則

この指針は、平成18年4月1日から施行し、同年5月1日以降に開催される審議会等について適用する。

附 則

この指針は、平成18年4月24日から施行し、同年5月1日以降に開催される審議会等について適用する。

附 則

この指針は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和5年4月1日から施行する。